



事務連絡
平成29年3月6日

(公社) 愛媛県建築士会会長 様
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長 様
(一社) 愛媛県建設業協会会長 様
(一社) 愛媛県中小建築業協会会長 様
(公社) 愛媛県宅地建物取引業協会会長 様
(公社) 全日本不動産協会愛媛県本部本部長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

愛媛県手数料条例の改正（予定）について

本県の建築行政の推進に、日頃よりご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、愛媛県手数料条例については、次の改正議案を県議会（平成29年2月）に上程しているところです。

○実際の所要経費とのかい離を是正し、受益者負担を適正化するための建築基準法関係手数料の増額。（一級建築士事務所登録手数料の増額を含む。）

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（2年目施行（省エネ基準適合義務化関係））に係る手数料等の追加。

本来であれば議会の議決後に周知すべきではありますが、4月当初の事務に支障をきたさないよう、事前に手数料の改正案を、別添のとおりお知らせいたしますので、貴会会員への周知方よろしくお願いします。

なお、愛媛県手数料条例の改正施行日は、いずれも平成29年4月1日を予定していますが、改正手数料の適用は、窓口（建築基準法関係：市町、省エネ法関係：県出先機関）の受付日で判断することとしております。

ただし、改定額等の決定は議会議決後になりますので、念のためご了承ください。

担当：

所 属 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
建築指導係（橘・小沢）
宅地建物指導係（中村）※建築士法関係

電話番号 089-912-2757

F A X 089-941-0326

Mail: kenchikujuut@pref. ehime. lg. jp

建築確認申請、中間検査申請、完了検査申請手数料改正一覧

【建築物】 床面積	確認申請手数料		中間検査手数料		完了検査手数料(中間検査なし)		完了検査手数料(中間検査あり)	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
30㎡以内	8,000	5,000	15,000	9,000	14,000	10,000	14,000	9,000
30㎡～100㎡以内	15,000	9,000	18,000	11,000	17,000	12,000	17,000	11,000
100㎡～200㎡以内	21,000	14,000	25,000	15,000	23,000	16,000	22,000	15,000
200㎡～500㎡以内	29,000	19,000	33,000	20,000	31,000	22,000	30,000	21,000
500㎡～1,000㎡以内	50,000	34,000	55,000	33,000	52,000	36,000	49,000	35,000
1,000㎡～2,000㎡以内	71,000	48,000	73,000	45,000	70,000	50,000	66,000	47,000
2,000㎡～10,000㎡以内	208,000	140,000	165,000	100,000	166,000	120,000	161,000	110,000
10,000㎡～50,000㎡以内	352,000	240,000	267,000	160,000	267,000	190,000	262,000	180,000
50,000㎡を超えるもの	682,000	460,000	549,000	330,000	527,000	380,000	522,000	370,000

※計画変更の手数料は、変更に係る床面積の1/2で算定

	確認申請手数料		計画変更確認申請手数料		中間検査手数料		完了検査手数料(中間検査なし)		完了検査手数料(中間検査あり)	
	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前
建築設備(小荷物専用除く)	13,000	9,000	8,000	5,000	18,000	12,000	20,000	13,000	19,000	12,000
小荷物専用昇降機	6,000	4,000	5,000	3,000	12,000	8,000	12,000	8,000	12,000	8,000
工作物	11,000	8,000	6,000	4,000	13,000	9,000	13,000	9,000		

許可・認定等申請手数料改正一覧

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料	
		改正後	改正前
仮使用認定	第7条の6第1項第1号	135,000	120,000
敷地と道路との関係の建築許可	第43条第1項	37,000	33,000
公衆便所等の道路内における建築許可	第44条第1項第2号	37,000	33,000
道路内の建築認定	第44条第1項第3号	31,000	28,000
公共用歩廊等の道路内建築物の許可	第44条第1項第4号	181,000	160,000
壁面線外における建築許可	第47条	181,000	160,000
用途地域における建築等許可	第48条	199,000	180,000
特殊建築物等の敷地の位置の許可	第51条	181,000	160,000
容積率の特例許可	第52条第10項、第11項、第14項	181,000	160,000
建蔽率の特例許可	第53条第4項	181,000	160,000
建蔽率制限の適用除外等に係る許可	第53条第5項第3号	37,000	33,000
敷地面積制限の適用除外に係る許可	第53条の2第1項第3号、第4号	181,000	160,000
建築物の高さの特例認定	第55条第2項	31,000	28,000
建築物の高さ制限の許可	第55条第3項	181,000	160,000
日影による建築物の高さ制限の特例許可	第56条の2第1項	181,000	160,000
高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の適用除外認定	第57条第1項	31,000	28,000
特例容積率の限度の指定	第57条の2第1項	$88,000+32,000 \times (n-2)$ n:指定敷地数	$78,000+28,000 \times (n-2)$ n:指定敷地数
特例容積率の限度の指定の取消し	第57条の3第1項	$7,000+14,000 \times n$ n:指定敷地数	$6,400+12,000 \times n$ n:指定敷地数
特例容積率適用地区内における建築物の高さ制限の許可	第57条の4第1項	181,000	160,000
高度利用地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積及び壁面の位置の特例許可	第59条第1項第3号	181,000	160,000
高度利用地区内における建築物の高さ制限の許可	第59条第4項	181,000	160,000
総合設計制度による容積率及び建築物の高さ制限の許可	第59条の2第1項	181,000	160,000
都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積及び壁面の位置の特例許可	第60条の2第1項第3号	181,000	160,000
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積及び壁面の位置の特例許可	第67条の3第3項第2号、第5項第2号	181,000	160,000
特定防災街区整備地区における建築物の開口率及び高さの特例許可	第67条の3第9項第2号	181,000	160,000
景観地区における建築物の高さ、壁面の位置及び敷地面積の特例許可	第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	181,000	160,000
景観地区における建築物の高さ制限の適用除外認定	第68条第5項	31,000	28,000
再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率及び高さに関する制限の適用除外認定	第68条の3第1項、第2項、第3項	31,000	28,000

許可・認定等申請手数料改正一覧

許可・認定等の種類	関係条文 (建築基準法)	手数料	
		改正後	改正前
再開発等促進区等における建築物の高さ制限の適用除外に係る許可	第68条の3第4項	181,000	160,000
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率制限の適用除外認定	第68条の4	31,000	28,000
防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率の特例認定	第68条の5の2	31,000	28,000
地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可	第68条の5の3第2項	181,000	160,000
地区計画等の区域における建築物の容積率制限の適用除外認定	第68条の5の5第1項	31,000	28,000
地区計画等の区域における建築物の高さ制限の適用除外認定	第68条の5の5第2項	31,000	28,000
地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定	第68条の5の6	31,000	28,000
予定道路に係る容積率の特例許可	第68条の7第5項	181,000	160,000
仮設建築物建築許可	第85条第5項	135,000	120,000
総合的設計による一団地の建築物の特例認定	第86条第1項	$88,000+32,000 \times (n-2)$ n:許可建築物数	$78,000+28,000 \times (n-2)$ n:許可建築物数
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	第86条第2項	$88,000+32,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数	$78,000+28,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数
総合的設計による一団地の建築物の容積率及び高さの特例許可	第86条第3項	$269,000+32,000 \times (n-2)$ n:許可建築物数	$238,000+28,000 \times (n-2)$ n:許可建築物数
既存建築物を前提とした総合的設計による一団の建築物の容積率及び高さの特例許可	第86条第4項	$269,000+32,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数	$238,000+28,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	第86条の2第1項	$88,000+32,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数	$78,000+28,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数
一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率及び高さの特例許可	第86条の2第2項	$269,000+32,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数	$238,000+28,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	第86条の2第3項	$269,000+32,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数	$238,000+28,000 \times (n-1)$ n:許可建築物数
建築物の認定又は許可の取消し	第86条の5第1項	$7,000+14,000 \times n$ n:許可建築物数	$6,400+12,000 \times n$ n:許可建築物数
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離及び高さの適用除外認定	第86条の6第2項	31,000	28,000
既存建築物の工事の全体計画認定	第86条の8第1項	31,000	28,000
既存建築物の工事の全体計画変更認定	第86条の8第3項	31,000	28,000
建築物の前面道路及び壁面の位置に係る認定	施行令第131条の2第2項、第3項	31,000	28,000
予定道路に係る建築物の敷地と道路との関係の特例許可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第116条第1項	181,000	160,000

案

建築物省エネ法 エネルギー消費性能適合判定 審査手数料 【非住宅部分】

(単位:円)

区分 (面積)	【モデル建物法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
		工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	176,500	45,700
2,000 ~ 5000未満	285,600	115,100
5,000 ~ 10000未満	372,800	173,300
10,000 ~ 25000未満	448,000	215,300
25,000 ~	525,500	267,000

(※増改築用)

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

区分 (面積)	【標準入力法・主要室入力法】 法第11・12条エネルギー消費性能 適合判定審査手数料	
		工場等減額措置 (※エネルギー消費性能の評価等なし施設共)
300 ~ 2000未満	444,700	52,100
2,000 ~ 5000未満	634,600	123,200
5,000 ~ 10000未満	781,600	182,200
10,000 ~ 25000未満	923,800	225,000
25,000 ~	1,053,800	278,300

(※増改築用)

(法12条2項又は13条3項関係)

※変更適判は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) (※低炭素建築物認定と同様)

(法施行規則 (平成27年国土交通省令第5号) 第11条第1項関係)

※軽微変更該当証明手数料は新規適判手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

案

低炭素建築物 認定申請手数料【棟申請(非住宅部分)】

(単位:円)

区分 (面積)	【モデル建物法】 法第53条関係
	(事前審査なし) 認定申請手数料
～ 300以下	105,500
300 ～ 2,000以下	176,500
2,000 ～ 5,000以下	285,600
5,000 ～ 10,000以下	372,800
10,000 ～ 25,000以下	448,000
25,000 ～	525,500

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入)

(案)

建築士法における一級建築士事務所登録手数料改正案

改正前	→	改正後
17,000		18,000

※二級、木造建築士事務所登録手数料については据置